

# 福祉医療で助成できる医療費について

福祉医療助成は他制度で助成できない部分（健康保険対象医療費に限る）について対象となります。健康保険組合等から支給される金額を差し引いて支給する必要がありますので、支給される場合は必ず健康保険組合等から支給を受けてください。

総医療費（10割）			
健康保険負担分（8割または7割）	受給者証使用によるみよし市負担分＝自己負担額（2割または3割）		
	ア高額療養費	イ付加給付	本来みよし市負担部分



高額療養費、付加給付ともに支給された場合、福祉医療助成は本来みよし市負担部分のみとなります。

## ア 高額療養費とは

高額療養費は、所得に応じて決められた1か月の自己負担限度額を超えて医療費を支払った場合に、健康保険組合等が負担すべき法定給付で、事前に限度額適用認定証を取得し医療機関で提示すれば、請求額自体が限度額でとまります。健康保険組合等により手続き方法は異なり、自動で支給される健康保険組合等と申請が必要になる健康保険組合等がありますので確認をお願いします。

## イ 付加給付とは

法定給付ではなく、各健康保険組合等による独自の制度です。制度自体の有無も給付内容も健康保険組合等により異なります。一般的に各健康保険組合等で定めた一定の金額を超える自己負担額を超えて支払った場合に、超えた額を支給する制度であることが多いです。法定給付ではないため、福祉医療受給者には支給しない健康保険組合等もあります。